

鹿児島

介護福祉アカデミー

「ウェルフェア」

介護福祉士実務者研修事業

学 則（通信）



ウェルフェア

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業所が実施する。

有限会社 ウェルフェア

鹿児島県鹿児島市下荒田1丁目8番11号 松久保ビル3階

(設置目的)

第2条 本研修、介護福祉士実務者研修は介護職員として従事しようとする者を対象とした職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として、職務に当たる上での基本姿勢を修得する。介護支援としては、知識・技術、技能を修得させ、高齢者・障害者の自立支援の担い手として即戦力を有する介護職員を養成するものとして行う。総合的に高い専門性を持つ介護職の専門家の育成を進めていくとともに、その雇用支援を行っていくものとする。

(研修の名称・位置)

第3条 名称・位置は下記の通りとする。

名称：鹿児島介護福祉アカデミー「ウェルフェア」（介護福祉士実務者研修）

位置：鹿児島市下荒田1丁目8-11 松久保ビル4階

(養成課程及び形式、地域・履修方法・修業年限)

第4条 通信地域は鹿児島県域内とする

介護福祉士実務者研修課程（通信形式）

450時間 6か月間 通学・面接授業 保有資格に応じて期間を短縮する。

(受講定員・学級数)

第5条 当校の定員は30名とする。

(開講時期及び休業日)

第6条 開講時期は随時とする。

休業日は（1）年末年始（12/29～1/3）

（2）夏季休業（8/13～8/15）

（3）国民の祝日に関する法律に規定する日

ただし、当校が必要と認める場合は休業日を変更する可能性がある。

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

（1）介護福祉士の資格取得を目指している者

（2）男女を問わず、心身ともに健全である者

（3）高等学校卒業若しくは同等以上の学力があると認められる者

(受講料)

第8条 受講費用は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料
無資格	105,000円
ホームヘルパー2級資格	90,000円
介護職員初任者研修	90,000円
ホームヘルパー1級資格	85,000円
介護職員基礎研修修了	35,000円

(内テキスト代含む)

(受講申込手続き)

第9条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当校指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他、必要書類を添付して期日までに提出する。
- (2) 書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知を本人に通知する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当社は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(受講申込締切)

第10条 申込締切日は開講日の2週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当校の判断により申込を受付けることができることとする。

(受講の決定)

第11条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第12条

- (1) 受講料は受講決定通知が届いてから原則10日以内に納入しなければならない。10日以内に納入ができない場合は、当校は受講辞退として取り扱うことができる。
- (2) 分割納入を希望する受講予定者は、あらかじめ当校に申し出た上で行う事ができる。
- (3) 分割回数については、4回分割のみとし、納入期日と金額は当校の指定に従うこととする。また、「受講料に関する確認書」を1部作成し、初回納入日までに受講生は記入、押印する。原本は当校が保管し、受講生には控えとしてコピーをお渡りする。
- (4) 事前の連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当校は受講を取り消すことができる。

#### (受講料の返還)

第13条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当校規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。

辞退を申し出た日	返金額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講2日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

#### (受講生の本人確認)

第14条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証明書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を添付する。
- (2) 受講生はスクリーニング初日に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し確認する。
- (3) 通学日毎に、受講生は出席簿に署名（押印）する。

#### (研修カリキュラム)

第15条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。科目の免除は別紙の科目免除一覧表のとおりとする。

#### (教職員組織)

第16条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 校長（代表取締役） 1名
- (2) 専任教員 1名
- (3) 講師（介護過程Ⅲ） 若干名
- (4) 講師（医療的ケア） 若干名
- (5) 講師（課題添削） 若干名
- (6) 事務職員 2名

#### (使用教材)

第17条 使用する教材は下記のとおりとする。

- ・介護福祉士実務者研修テキスト（中央法規）

#### (通信学習の実施方法)

第18条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

- (1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当校の定める期日までに各科目毎にレポートを提出する。

#### (2) 評価方法

各レポート評価は60点以上を合格とする。60点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出とする、

#### (3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

### (面接授業の実施方法)

第19条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に当校研修会場で行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

(2) 面接授業に出席するためには、当校の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。

(3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

2 評価方法 面接授業の全日程に出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

### (在籍期限)

第20条 在籍期限は2年を超えることができない。

### (休学及び復学)

第21条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類(診断書)を添えて、校長の承諾を得なければならない。

2 休学の期間は最長1年間までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第1項の規定により、休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認したときに復学ができる。

### (賞罰)

第22条 受講中に問題のあった者は罰することができる。

### (懲戒処分)

第23条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者

(2) 学習意欲に欠け、終了の見込みがないと認められる者

(3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者

(4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者

(5) 在籍期限を超過した者

(6) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額納入しなければならない。

#### (欠席者の取り扱い)

第24条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし第20条に定める在籍期限を超過しないこととする。当校はあらかじめ、補講日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

#### (補講について)

第25条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

#### (修了認定方法)

第26条 研修終了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムの3分の2以上を履修し、受講料等未納がない者に対し、科目毎に①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。評価基準はA：85点以上、B：70～84点、C：60～69点、D 59点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

#### (修了証明書等の交付)

第27条 修了を認定された者は、当校にておいて修了証明書を交付する。

#### (修了証明書の再交付)

第28条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし、再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当校に来校するものとする。

#### (個人情報の保護)

第29条 当校が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当校の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

#### (その他研修に係る留意事項)

第30条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不

利益にならないように最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第31条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要と認められるときは、当校がこれを定める。

(附則)

第34条 この学則は平成28年6月1日より施行する。